



県 章

滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）
1 月 6 日
第 4098 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則（子ども・青少年局）	1
○ 告 示	
地籍調査事業計画の変更（県民活動生活課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	3
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	3
大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	3
大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課）	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖東）	5

規 則

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第3号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則（平成18年滋賀県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条第1号中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に、「第4条各号」を「第3条各号」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「別記様式第10号」を「別記様式第9号」に改め、同条第3項中「第4条第5号」を「第3条第5号」に、「別記様式第11号」を「別記様式第10号」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「別記様式第12号」を「別記様式第11号」に改め、同項第1号中「第4条第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第2項中「第5条」を「第4条」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「別記様式第13号」を「別記様式第12号」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式第2号から別記様式第5号までの様式中「第4条、第6条、第8条」を「第3条、第5条、第7条」に改める。

別記様式第6号を削る。

別記様式第 7 号中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同様式を別記様式第 6 号とする。
 別記様式第 8 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同様式を別記様式第 7 号とする。
 別記様式第 9 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同様式を別記様式第 8 号とする。
 別記様式第 10 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同様式を別記様式第 9 号とする。
 別記様式第 11 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同様式を別記様式第 10 号とする。
 別記様式第 12 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記様式第 11 号とする。
 別記様式第 13 号中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同様式 (裏) 注 2 中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同様式を別記様式第 12 号とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第 4 号

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成 28 年 1 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
大津市	大津市長等の一部	平成 27. 4. 1 から 平成 28. 3. 31 まで
彦根市	彦根市新海町の一部	平成 27. 4. 1 から 平成 28. 3. 31 まで
草津市	草津市草津の一部	平成 27. 4. 1 から 平成 28. 3. 31 まで
守山市	守山市勝部の一部	平成 27. 4. 1 から 平成 28. 3. 31 まで
長浜市	長浜市木尾、下山田、相撲庭、高月町布施および西浅井町八田部西の各一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
近江八幡市	近江八幡市仲屋町上、仲屋町中、仲屋町元、為心町上、為心町中、為心町元、長光寺町および友定町の各一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
甲賀市	甲賀市水口町水口の一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
野洲市	野洲市入町および妙光寺の各一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
高島市	高島市新旭町饗庭の一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
東近江市	東近江市池之尻、小川、伊庭および五個荘新堂の各一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
米原市	米原市伊吹、宇賀野および顔戸の各一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
日野町	日野町大字奥之池の一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで
竜王町	竜王町大字山之上の一部	平成 27. 4. 13 から 平成 28. 3. 31 まで

愛荘町	愛荘町杓掛および竹原の各一部	平成27. 4. 13から 平成28. 3. 31まで
	愛荘町深草および元持の各一部	平成27. 11. 16から 平成28. 3. 31まで
豊郷町	豊郷町雨降野および四十九院の各一部	平成27. 4. 13から 平成28. 3. 31まで
甲良町	甲良町大字長寺、大字在土および大字法養寺の各一部	平成27. 4. 13から 平成28. 3. 31まで
多賀町	多賀町大字水谷の一部	平成27. 4. 13から 平成28. 3. 31まで

滋賀県告示第 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 28 年 1 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ひかり訪問介護事業所	野洲市西河原 2309 番地 ハイツイーグル 101 号	株式会社マツミ 代表取締役 松尾健司	野洲市西河原 2309 番地 ハイツイーグル 101 号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 28. 1. 1	2571300603

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 申請のあった年月日 平成 27 年 12 月 18 日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クラブネクスト
特定非営利活動法人の代表者の氏名 細川健司
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市千尋町 37 番地
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、地域の青少年に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成や学校の部活動の外部支援を行い技術向上と健全な精神の育成に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 関係書類の縦覧期間および時間 平成 27 年 12 月 18 日から平成 28 年 2 月 18 日までの縦覧場所における執務時間内

大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

大津市長 越 直美から送付のあった大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成 27 年 12 月 18 日に述べたので、同条第 4 項において読み替えて準用する同条例第 9 条第 6 項の規定により公告する。

平成 28 年 1 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

(全般)

- 1 図書の作成に当たっては、資料の欠落および字句の不整合のないよう十分に精査するとともに、住民が読むことを前提とした分かりやすい表現を用い、専門的用語等は注釈を加える等住民の理解が容易となるようにすること。
- 2 既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用いること。

(大気質)

- 3 リサイクル施設からの粉じんの影響について、類似施設のデータを用いて予測を行うこと。
- 4 建設機械の稼働に伴う粉じん等について、更に環境影響を低減するための環境保全措置を検討すること。
- 5 大気質の予測において、拡散計算の方法および野外トレーサー実験の扱いについて不適切な箇所があるので、再検討をすること。
- 6 施設の供用に伴う大気質への影響の予測結果について、最大着地濃度地点が計画地の西南西側になることへの理由の考察を具体的に記載すること。また、施設からの排出ガスの予測においては、将来濃度に対する寄与濃度の割合について記述し、評価を行うこと。

(騒音)

- 7 供用時の関係車両による騒音の影響を明らかにした上で、評価を行うこと。

(水質)

- 8 水質の予測における降雨条件として 3 mm/h と設定した根拠を、住民に分かりやすく記述すること。また、解体工事時および工事中に発生する濁水の影響の予測および評価については、近年の降雨状況を考慮し、降雨強度が強い場合においても濁水が適正に沈砂池に集水できるよう対策を実施すること。あわせて、適切に影響の低減が図られるよう具体的な環境保全措置を明らかにすること。

(動植物)

- 9 重要な陸生植物 (コヒノハハナヤスリ) に対する保全措置について、具体的に記載すること。
- 10 重要な動植物に対する事後調査の実施の有無およびその理由を明らかにすること。

(景観)

- 11 大津市の景観担当部局と連携する等環境保全措置を講じたことが工事前に検証できるようにすること。
- 12 重要眺望点である瀬田湖岸緑地における景観の変化について、予測および評価を行うこと。

(温室効果ガス)

- 13 温室効果ガスの削減量の予測が過大とならないよう留意すること。

(文化財)

- 14 文化財関係の分類を文化財保護法 (昭和25年法律第214号) の規定に基づく文化財体系に合わせて修正すること。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成28年 1 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ラ・ムー守山店 守山市播磨田町字蔵垣内1342番1の一部ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役社長 大賀昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役社長 大賀昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年 6 月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,932平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 79台
- 7 駐輪場の収容台数 56台
- 8 荷さばき施設の面積 53.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 12.1立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 (一部22時から翌6時まで利用規制)

- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
 14 届出年月日 平成27年12月17日
 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 (2) 縦覧期間 平成28年1月6日から平成28年5月6日まで
 16 意見書の提出期限および提出先
 (1) 提出期限 平成28年5月6日
 (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成28年1月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
田中ケアサービス株式会社彦根支援センター	彦根市外町浄土129-2	田中ケアサービス株式会社	長浜市木之本町木之本1768	居宅介護	平成28. 1. 1	2510200468

